

信 金 中 央 金 庫 代 理 店

信 用 金 庫 代 理 業 者 許 可 票

信 用 金 庫 代 理 業

当金庫は、信用金庫法第 85 条の 2 の 2 の規定に基づく信用金庫代理業者です。

(信用金庫代理業者の名称) 遠賀信用金庫

(所属信用金庫の名称) 信金中央金庫

※信用金庫代理業の業務取扱時間、休日については、各店舗の窓口受付時間、休日と同様です。